

2025年度 家庭的保育者研修

保育の意義



東京立正短期大学
現代コミュニケーション学科
幼児教育専攻・専攻科
非常勤講師 村山久美

1.保育の意義 （90分）

- (1)保育の理念と概念
- (2)児童の最善の利益を考慮した保育
- (3)保育所保育等の施設型保育と家庭的保育者による保育

(1)保育の理念と概要

「保育所保育指針」

ア 保育所は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条の規定に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。

イ 保育所は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。

ウ 保育所は、入所する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担うものである。

エ 保育所における保育士は、児童福祉法第18条の4の規定を踏まえ、保育所の役割及び機能が適切に発揮されるように、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、子どもを保育するとともに、子どもの保護者に対する保育に関する指導を行うものであり、その職責を遂行するための専門性の向上に絶えず努めなければならない。

(1)保育の理念と概要

保育の源流は、近代ヨーロッパにおける教育思想に見出すことができる。

保育はおとなによる知識の詰め込み教育ではなく、子どもの自発性や主体的活動を尊重した教育が大切にされている。このような教育観は「子ども中心主義」の思想に立脚している。

この子ども中心主義の先駆けとしてあげられるのが、ルソー(Rousseau,JJ.1712~1778)とフレーベル(Fröbel,F.W.A.1782~1852)の教育思想である。

①ルソーの教育思想

幼年期の教育の関してはおとなからの注入による教育ではなく、子どもの自然な成長力に即した「消極教育」を提唱した。

②フレーベルの教育

人間の教育は自己の内面を表現できる幼児教育に始まるとして、幼児期の遊びの意義を強調している。

子どもが遊びに熱中できる遊具として「恩物」を考案・制作した。

(1)保育の理念と概要

ヨーロッパの幼児教育思想が導入され、本格的に日本で開花するのは大正期以降のことである。
この時期に重要な役割を果たした人物が倉橋惣三(1882~1955)である。

1917(大正6)年、東京女子師範学校附属幼稚園の主事となった倉橋は、形式的な恩物中心の保育から脱し、「子ども中心」の保育への変革を行った。

ただし、子どもの生活や自由を尊重することは、保育の計画案をもたずに子どもを放任することとは異なると強調している。

子どもの自己実現のために、どのように生活を誘導していくかについての計画案が保育案であるとして、保育におけるねらい、計画の重要性を指摘している。

生活を
生活へ
生活で



(1)保育の理念と概要

わが国の保育制度は、認可保育所がその中心的役割を果たしており、全国に質の高い保育環境が整備されている。保育所は児童福祉法制定(1947年)により児童福祉施設の一つとして位置づけられ、整備された。就労する母親の増加、ベビーブーム等の影響により、設立当初より量的整備が課題であった。高度成長期を迎え、保育需要はますます高まり「ポストの数ほど保育所を」と保育所の増設を切望する住民運動が起こるほどであった。

乳児保育については、1969年に乳児保育特別対策が実施されるまでは、保育所における取り組みは積極的に行われていなかった。増大する社会的需要に応じて、乳児の受け入れ体制を整備して受け入れをする保育所が増え、1998年には乳児保育が一般化した。



(1)保育の理念と概要

保育とは生涯にわたる生きる力の基礎を培うものである。

現在の保育の基本は

- 「環境を通して行う」
- 「遊びを通しての総合的な指導」
- 「一人一人の発達の特性に応じた指導」

という言葉に表れているように、遊びや生活を通した一人ひとりの子どもの主体性に重点を置くものとなっている。

子どもは遊びや生活を通し、生涯にわたって主体的に生きる力の基礎を養っていることになる。

○生きる力

- 確かな学力、豊かな人間性、健康・体力の知・徳・体
- 基礎的な知識・技術を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、さまざまな問題に積極的に対応し、解決する力
- 自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性
- たくましく生きるための健康や体力 など

出典：文部科学省 新しい学習指導要領 保護者用パンフレット

(1)保育の理念と概要

保育所における保育内容は、「保育所保育指針」に示されている。

保育所保育指針は1965(昭和40)年、厚生省(当時)により、保育所における保育の向上、充実を図るためのガイドラインとして通知された。

その後、1990(平成2)年、1999(平成11)年、2008(平成20)年に改定された。

現行の保育所保育指針は2017(平成29)年告示のものである。



根拠法令	「児童福祉法」第39条
所管	こども家庭庁
対象	保育を必要とする乳児・幼児
設置者	地方公共団体、社会福祉法人等 宗教法人、学校法人、NPO、企業等 設置にあたり知事の認可が必要
設置・運営の基準	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準
入所の条件・手続き	・市区町村が政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより「保育を必要とする」と認められた児童につき入所を決定。 ・保育を必要とする乳幼児をもつ保護者が保育所を選択し、市区町村に申し込む
入所・退所時期	・入所・・・保育を必要とする状況が発生したとき ・退所・・・保育を必要とする状況が消滅したとき (年度途中、随時入退所がある)
保育時間・日数	原則として1日8時間・延長保育・夜間保育・休日保育あり
保育内容の基準	養護と教育を一体的の行うことを特性とする、保育所保育指針に準じる、学級編成についての規定は特にない
職員資格	保育士登録証
職員・職種・保育士等の配置基準	保育士、嘱託医、調理員（委託可能） 0歳児：3:1 1.2歳児:6:1 3歳児：15:1 4・5歳児：25:1

(1)保育の理念と概念

保育者がどのような役割を果たすことになるのか、その仕事の内容を定めたものが「保育所保育指針」である。

- ①乳幼児一人ひとりを十分に理解し、相手を受け入れ、信頼関係を築くこと
- ②乳幼児期の発達に欠かすことのできない経験(保育内容)を与えること
- ③乳幼児に必要な経験をどう与えるかを考えて指導計画を作ったり、実践の結果がよかったかどうかを自分で点検し、自己評価すること
- ④保護者と連携をとりながら、家庭と一体となって、乳幼児の保育にあたること
- ⑤入園(所)児の保護者に対して、相談に応じたり、情報を提供したり、保護者と子どもの登園を受け入れたり、保護者同士の交流の機会をつくるという「子育て支援」に取り組むこと
- ⑥関係機関と連携しながら地域の子育て支援としての役割を果たすこと
- ⑦障害をもつ乳幼児や特に気になる乳幼児に対して、地域の関係機関や専門家と連携しながら「特別支援教育」を行うこと

(1)保育の理念と概念

保育ということばを聞いたとき、頭の中に思い浮かぶものは何だろうか。

保育者には親やベビーシッターと共通の役割もあるが、それ以上に高い専門性が要求される。また、小中学校の教師とは違った別の高度の専門性が要求されるのが保育者の仕事である。

- 育てる、守る、世話をする
- 家庭、親の役割
- 集団で生活する
- 遊ぶこと
- 教育すること
- 小学校の準備
- その他

(2)児童の最善の利益を考慮した保育

子どもの最善の利益の尊重は、保育者にとって、最も重要な判断基準であり、行動原理である。

子どもに直接かかわる保育者は、長期的な視点に立って子どもの福祉や成長・発達に何が最善かを考えながら職務に取り組まなければならない。

そのためには、子どもを一人の人間として尊重し、子どもの人権を尊重することが求められる。

ここでいう利益とは、子どもの本質的なあるいは個々の具体的なニーズ、欲求が満たされ、その生存、成長、発達、自己実現が有利に展開されることを意味する

子どもの人権の特質と権利保障の方向性

権利保障の2つの方向性

受動的権利保障

- ・義務を負うべきものから保護や援助を受けることによって効力を持つ権利

守られる、与えられる
育てられる、保護される
など

能動的権利保障

- ・人間として主張し行使する自由を得ることによって効力を持つ権利

～したい、～したくない
…いや、…自立したい
など

子どもの最善の利益を考慮する4段階

第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
子どもの命や健康、成長・発達が脅かされることのないよう考慮する	子どもへの差別、偏見、蔑視がなされないように考慮する	子どものニーズ、思い、願いを無視、軽視することのないよう考慮する	子どもの意見を確かめるように考慮する
虐待、ネグレクトの予防、対応など	人格を辱める行為、先入観、固定概念はないか、など	保護者や保育者の思いのままに、子どもを支配・管理していないか、など	思いを聞き取る、声なき声を聴く、など

(2)児童の最善の利益を考慮した保育

子ども権利は「児童福祉法」にも明記されている

第一条

全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのつとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第二条

全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)

子どもの権利条約は世界中の子どもたちが守られるべき権利について定めた世界の合意である。
子どもは「権利の全面的主体」であり「保護の対象」である。

子どもの権利条約とは

世界中の子どもたちが、安全な環境で、安心して、自分に自信をもって生活するために守られるべき権利について定めた世界の合意・国際法

子どもの権利条約の「四つの原則」

差別されない権利	子どもの最善が第一に考えられる権利	生存し健全に成長していく権利	自分の意見を述べ重視される権利
			

日本では 1994 年にこの条約を批准しているが、
条約が求めている内容を日本はまだ十分に守れていないと指摘されている

出典:朝日新聞SDGs ACTION!『子どもの権利条約とは？内容や4つの原則、課題をわかりやすく解説』

児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)

- 差別されない権利

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

- 子どもの最善の利益(子どもにとって最もよいこと)

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

- 生命、生存及び発達に対する権利(命を守られ成長できること)

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

- 子どもの意見の尊重(子どもが意味のある参加ができること)

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

(3)保育所保育等の施設型保育と家庭的保育者による保育

家庭的保育は「乳児又は幼児の健全な育成及び福祉の増進を目的とし、乳幼児の人権に十分配慮するとともに、人格を尊重して保育を行う」ことを理念とする。

保育の目標として掲げられている「子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場」が家庭的保育であることを認識し、「子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培う」ことを目標とすることを確認しておきたい。



(3)保育所保育等の施設型保育と家庭的保育者による保育

- 家庭的保育は0歳児から3歳未満児という発達の著しい年齢の乳幼児を対象とする異年齢保育である
- 家庭的保育事業は定員5人まで、小規模保育事業や事業所内保育事業は6人から19人まで、保育する子どもの人数に幅がある
- 年度途中の入退所などが多く、メンバー構成が流動的
- 現状、認可保育所に比べて環境面での条件は不十分である



子どもの年齢や人数の組み合わせ、環境条件等を考慮しながら組み立てていくことが求められる。

(3)保育所保育等の施設型保育と家庭的保育者による保育

子どもがどの形態の保育施設で保育を受けても、同じ質の保育が担保されるべきであり、家庭的保育者も『保育所保育指針』に準じた保育を行うこととされている。
したがって、家庭的保育者は「保育所保育指針」やその解説書をよく理解しておく必要がある。



(3)保育所保育等の施設型保育と家庭的保育者による保育

『保育所保育指針』は平成29年告示により改定され、平成30年度より施行されている。ポイントの一つは、乳児・幼児前期の子どもの保育では何が大切なのかを示していることである。学習する認知能力の土台となる興味、関心、探求心、意欲などいわゆる非認知能力は就学前の乳幼児期にこそ培われることが注目されている。

『保育所保育指針』は、この学びの芽生えが乳幼児期の遊びや生活を通して始まっているという認識のもとに作成されている。

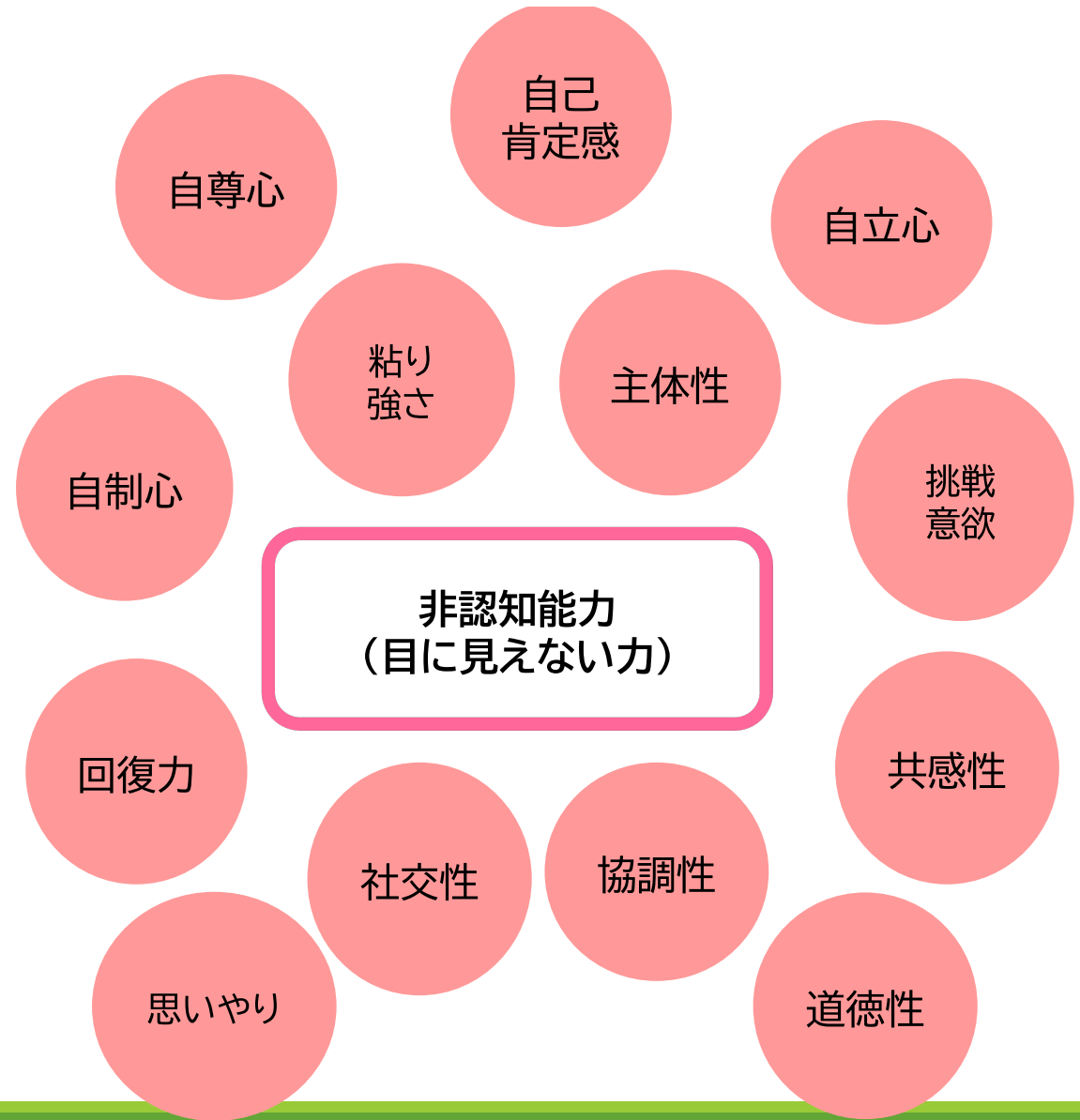
3歳未満児の保育内容を考えるうえで、留意したいことは探索活動である。探索活動は非認知能力の獲得に重要な活動である。子どもが能動的、主体的に自分の身体を使って遊びながら、周囲の環境とのかかわりを通して、感じたり、考えたり、工夫したりすることを保障する。この探索活動がその後の非認知能力獲得の土台となる。

乳児期には身近な他者との愛着関係、信頼関係の形成が重要である。



非認知能力とは

- 目に見えない力
- 試験などで測ることができない力
- 「人間力」「生きる力」
- 認知能力以外のもの



非認知能力の育ちが幸せにつながる

乳幼児期に非認知能力を身に付けておくことが大人になってからの幸せな生活や、経済的な安定につながる

(「ペリー就学前プロジェクト」2000年)



ジェームズ・J・ヘックマン
米シカゴ大学経済学部特別教授

(3)保育所保育等の施設型保育と家庭的保育者による保育

家庭的保育における乳児の保育

①健やかに伸び伸びと育つために

- 乳児の睡眠と授乳は個人差に応じて個別に対応する。
- 乳児は気ままにすぐ眠る。担当者をおき、睡眠中もそばで見守る。
- ベッドに寝かせきりにせず、首がすわってきたら時々腹ばいにして背筋を鍛える。安全にハイハイできるスペースを確保する。
- お座り、ハイハイ、つかまり立ち、つたい歩きなど歩行の確立に向けて援助をする。
- 食事は子どもの喫食のペースを尊重しながら介助し、食べることに意欲をもてるように援助する。



(3)保育所保育等の施設型保育と家庭的保育者による保育

家庭的保育における乳児の保育

②身近な人と気持ちを通じ合うために

- 手足や口を動かしたり、声を出すなど、乳児の反応を見逃さず、タイミングよく応答し、何かを伝えようとする意欲を引き出すよう援助する。
- 乳児のまねする力を引き出しながら、あやし遊びでコミュニケーションをとり、愛着形成を促進する。
- 子どもからの発信を丁寧に受け止め、「受け入れられている」「愛されている」という自分を肯定する気持ちを育む。



(3)保育所保育等の施設型保育と家庭的保育者による保育

家庭的保育における乳児の保育

③身近なものに関わり感性が育つために

- ものとの関わりも大切である。乳児が好奇心をもち感性を豊かにするためには、五感(見る、聞く、嗅ぐ、味わう、触る)を刺激し、感性を育てていく環境を用意する。
- 手が届く範囲に触ったり、見たりできる玩具を置くようにする。



(3)保育所保育等の施設型保育と家庭的保育者による保育

家庭的保育における1歳以上3歳未満児の保育

子どもは3歳未満であっても遊びながら学んでいる。3歳未満児の保育で考えるうえで大切なことは、3歳以上につながる内容にすることである。

そのためには、

- 心身の健康に関する領域「健康」
- 人とのかかわりに関する領域「人間関係」
- 身近な環境との関わりに関する領域「環境」
- 言葉の獲得に関する領域「言葉」
- 感性と表現に関する領域「表現」

これら5領域との連続性が重要になるが、保育内容は、養護における「生命の保持」および「情緒の安定」に関わる保育の内容と一体となって展開されるものであることに留意して保育を行う。



(3)保育所保育等の施設型保育と家庭的保育者による保育

家庭的保育における1歳以上3歳未満児の保育

全身を使った遊び、探索活動の保障

1歳以上になると歩行の確立をはじめ、多面的で著しい発達を遂げ、探索活動が活発になる。走る、跳ぶ、登る、押す、引っ張るなど全身を使う遊びを楽しむようになり、安全への配慮が必要になる。一人ひとりの発達の過程に合わせた活動内容と援助を行う。

2)自分でやり遂げたい意欲を尊重して「待つ」

食事、排泄、睡眠、衣類の着脱、身の回りを清潔にすること等、生活に必要な基本的な生活習慣については、自分でしようとする気持ちが旺盛になる時期である。「早く！早く！」と子どもに急がせることなく「待つ」ことにより、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重し、最後まであたたかく見守る。



(3)保育所保育等の施設型保育と家庭的保育者による保育

家庭的保育における1歳以上3歳未満児の保育

自己主張と子ども同士のぶつかり合いへの対応

強い自己主張を反抗という形で表し、他児への噛みつきなども多くなる時期でもあるが、自我の順調な育ちとして見守り、保育者が仲立ちして、お互いの気持ちを聞き、自分の気持ちを相手に伝えることや相手の気持ちに気づくことの大切さなどを経験させる。

自分の気持ちをうまく表現できず、ぶつかり合いになることがあるが、少人数の保育は子ども同士のぶつかり合いにも丁寧に対応することができる。子どもに気持ちを代弁し、共感的に関わり、子ども自身が自分の気持ちと相手の気持ちに気づき、折り合いをつけられる方向を目指して援助していく。きょうだい関係では我慢できないことでも、異年齢保育では我慢できることが多い。

乳児が遊びを邪魔しにきても、ちょっと困るけれど大目に見ている2歳児の姿がある。少人数の家庭的保育は多様な人間関係を体験できる貴重な機会である。

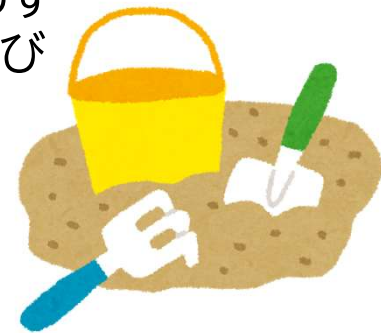


(3)保育所保育等の施設型保育と家庭的保育者による保育

家庭的保育における1歳以上3歳未満児の保育

多彩な遊び環境を整え、主体的な遊びを保障する

- 水、砂、紙、土、粘土等、さまざまな素材に触れる中で、さまざまなものに興味や関心を持つようにする。保育者主導の遊びではなく、一人ひとりの子どもが主体的に選んだ遊びを尊重し、援助していくことを大切にしていく。
- 子どもの手の届くところにいろいろな種類の玩具や道具を配置し、子どもが自分で選び、取り出して遊べるようにし、子どもの自発的な活動を引き出す。
- ちょっと難しいけれど「じぶんでできた！」という達成感を得るためには、諦めずに粘り強くやり抜く力をつけることが大切であり、一人ひとり自分で選んだ遊びでじっくり遊ぶ経験を蓄積していく。



(3)保育所保育等の施設型保育と家庭的保育者による保育

家庭的保育における1歳以上3歳未満児の保育

言葉をはじめ表現する力や感性を育む

- 子どもが指さした方向を保育者も一緒に見て、何を言いたいのかを理解して、言葉にすることで、子どもが少しずつ言葉を学べるようにしていく。
- 子どもが作り出すさまざまなごっこ遊びを通じて、言葉のやりとりや豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにしていく。
- 玩具や絵本などに親しみ、それらを使った遊びを楽しむ。さらに一人ひとりの発達の違いを受けとめて、その子その子に合った玩具を準備する。
- 身近な自然や身の回りの事物に関わる中で、発見や心が動く経験が得られるように、地域資源を活用して室内では得られない体験を取り入れる。



(3)保育所保育等の施設型保育と家庭的保育者による保育

家庭的保育のデイリープログラム

家庭的保育では一日の基本的な流れを作ることにより、子どもには生活の見通しができ、安心して過ごすことができる。デイリープログラムを基本としながら子どもの興味や体調、その日の天候などに応じて柔軟に変更を加える。

デイリープログラムは子どもの年齢構成、保護者の就労状況により異なる。

それぞれの家庭の状況に合わせて、子どもの24時間の生活を視野に入れた流れを組み立てる。

- 0歳児の午睡は2回、子どもによっては3回になる。子ども一人ひとりの睡眠パターンを尊重するが、徐々に年齢の高い子どもの睡眠時間と重なり、長く寝るようになる。そうすると0歳児も1～3歳児と同じような生活時間で過ごすことが可能となる。
- 子どもの年齢構成に幅がある場合には、ある年齢の子に合わせてみんなが生活するのではなく、一人ひとりの子どもの発達にふさわしい生活リズムで一日を過ごせるようにする。

「一人一人の状態に応じ、落ち着いた雰囲気の中で行うようにし、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重すること。また、基本的な生活習慣の形成に当たっては、家庭での生活経験に配慮し、家庭との適切な連携の下で行うようにすること」(『保育所保育指針』第2章保育の内容 2 1歳以上3歳未満児の保育に関するねらい及び内容)

(3)保育所保育等の施設型保育と家庭的保育者による保育

家庭的保育のデイリープログラム

遊ぶ時間は子どもが主体的に選んだ遊びを自由に展開することができるよう、十分保障する。

豊かな遊びが展開できるよう、様々な体験を織り交ぜて計画する。

乳児は1か月ごと、1歳児以上は年齢が1歳ごとに興味・関心・反応・理解度が違ってくる。

一人ひとりの発達の特徴をよく観察して、個々の発達過程に応じた遊びや環境を用意する。

異年齢児が同じ保育室内で遊ぶには配慮が必要になる。

散歩や外遊びには地域の資源を活用する。自然とのふれあい、体力づくり、交通ルール理解、地域交流など、戸外での活動を充実する。

季節の行事や誕生日会などのイベント、園外保育など、さまざまな体験や楽しさを味わえるようにする。



デイリープログラム(例)

時間		時間	
8:00	順に登室・受け入れ 健康観察 自由遊び	12:00	午睡準備、おむつ替え、トイレ 歯磨き
9:00	検温	12:30	午睡 ★5分おきに睡眠中の呼吸を確認する
9:15	朝の会	14:30	目覚め・検温
9:30	おやつ・水分補給 (おむつ替え)オマルに座る、トイレに行く	15:00	おやつ 自由遊びまたは散歩
10:00	散歩・外遊び	16:00	帰宅の準備 ★帰宅時の身体、衣服の清潔や身支度の個人点検 をする
	帰室 手洗い・うがい		お迎えの順に降室 ★保護者への連絡・報告
11:30	昼食		

参考文献

- 森上史朗・小林紀子・若月芳浩『最新保育講座1 第3版 保育原理』ミネルヴァ書房、2015
- 大豆生田啓友・渡辺英則・森上史朗『最新保育講座6 保育方法・指導法』ミネルヴァ書房、2015
- 中島常安・清水玲子編著『事例からみえる子どもの育ちと保育～保育・教職実践演習のために～』同文書院、2015
- 公益社団法人 全国保育サービス協会 監修『家庭訪問保育の理論と実際』中央法規、2020

ご清聴
ありがとうございました

